



韓国知的財産権関連年次レポート(目次)

I . 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報	3
1. 出願統計	3
1) 韓国総出願統計	
2) 韓国企業、公共部門、大学出願(2021及び2022年)	
3) 日本出願統計	
2. 登録統計	6
1) 韓国総登録統計	
2) 韓国企業、公共部門、大学登録(2021及び2022年)	
3) 日本登録統計	
3. 審判統計	8
1) 韓国総審判統計	
2) 日本審判統計	
4. 審査処理期間	10
5. 商標の異議申立統計	10
6. 年度別商標無効審判請求現況	11
II . 直近1年間の注目判例の紹介・解説	12
1. 商標法第34条第1項第13号に規定されている‘周知性’の判断資料	12
2. “ ^{로얄비} ROYAL BEE”は商標法上の記述的標章に該当するか	14
3. 他人の商標を付した製品の無償提供は商標法違反罪に該当するか	15
4. 種苗法、種子関連最近事例(ルビーロマン)と参考事項	17

Ⅲ. 直近2年間の韓国知財法制、審査実務 19

1. 2022年4月20日施行 特許法・商標法・デザイン保護法共通改正事項 19

- (1) 拒絶決定不服審判請求期間が3ヶ月に延長)
- (2) 出願人の権利回復要件の緩和
- (3) 分割出願の優先権主張自動認定

2. 特許法改正事項 19

- (1) 2022年4月20日施行 拒絶決定不服審判が棄却された場合、特許可能な請求項の分離出願が可能
- (2) 2022年4月20日施行 再審査請求対象の拡大
- (3) 2022年4月20日施行 国内優先権主張出願の対象拡大
- (4) 2022年4月20日施行 特許審判に専門審理委員会制度を導入
- (5) 2022年8月24日施行 半導体特許優先審査

3. 商標法・デザイン保護法改正事項 20

3-1 2022年4月20日施行 商標法・デザイン保護法改正事項

- (1) 商標、デザイン登録決定以後の職権再審査可能
- (2) デザイン再審査請求時 補正機会拡大

3-2 2022年8月4日施行 商標法改正事項

- (1) デジタル商品のオンライン流通行為を商標の使用行為に包摂

3-3 2023年2月4日施行 商標法改正事項

- (1) 部分拒絶制度
- (2) 再審査請求制度

4. 2022年6月8日施行 不正競争防止法改正事項 [パブリシティ権の保護] 22

Ⅳ. 直近1年間の韓国知財関連 이슈 23

1. メタバース市場の成長にともなう関連特許出願激増

2. 仮想商品関連指針施行

韓国知的財産権関連年次レポート

I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報

直近5年間(2022年基準)の韓国における知的財産権に関する統計情報は以下のとおりです(尚、日本中小企業の出願及び登録に関する統計資料は見つかりませんでした)。

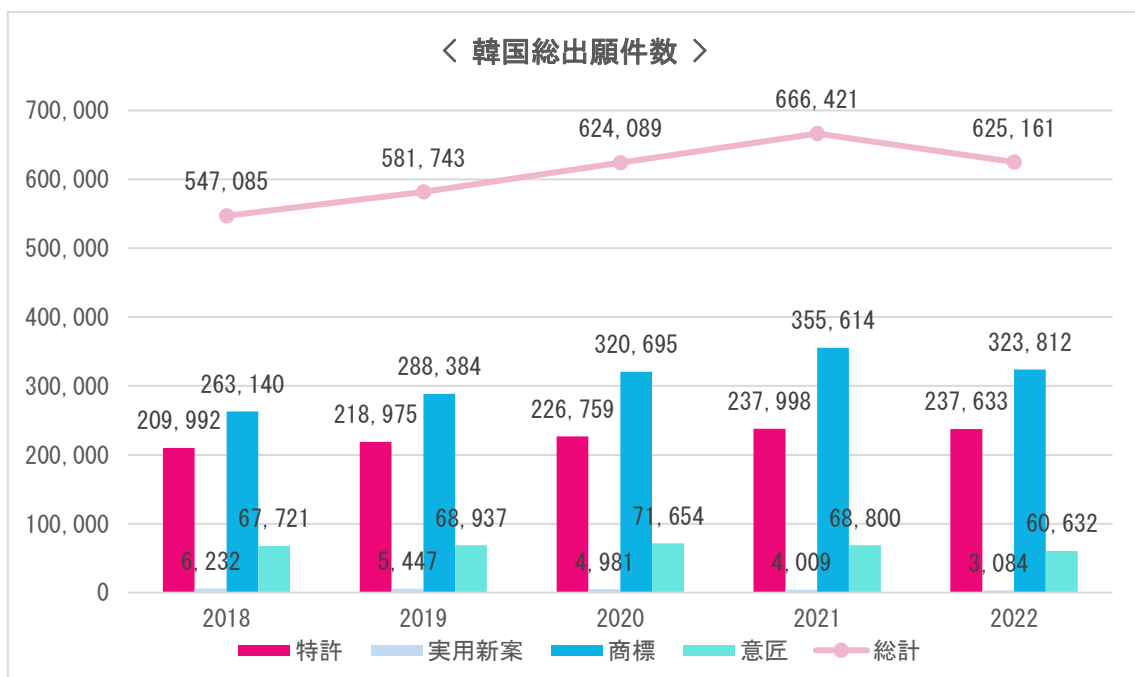
1. 出願統計

1) 韓国総出願統計

直近5年間(2018年～2022年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2018	209,992	6,232	63,680 (67,721)	200,341 (263,140)	480,245 (547,085)
2019	218,975	5,447	65,039 (68,937)	221,507 (288,384)	510,968 (581,743)
2020	226,759	4,981	67,583 (71,654)	257,933 (320,695)	557,256 (624,089)
2021	237,998	4,009	64,787 (68,800)	285,821 (351,863)	592,615 (666,421)
2022	237,633	3,084	56,641 (60,632)	259,078 (323,812)	556,436 (625,161)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



※ 複数意匠、多類商標基準

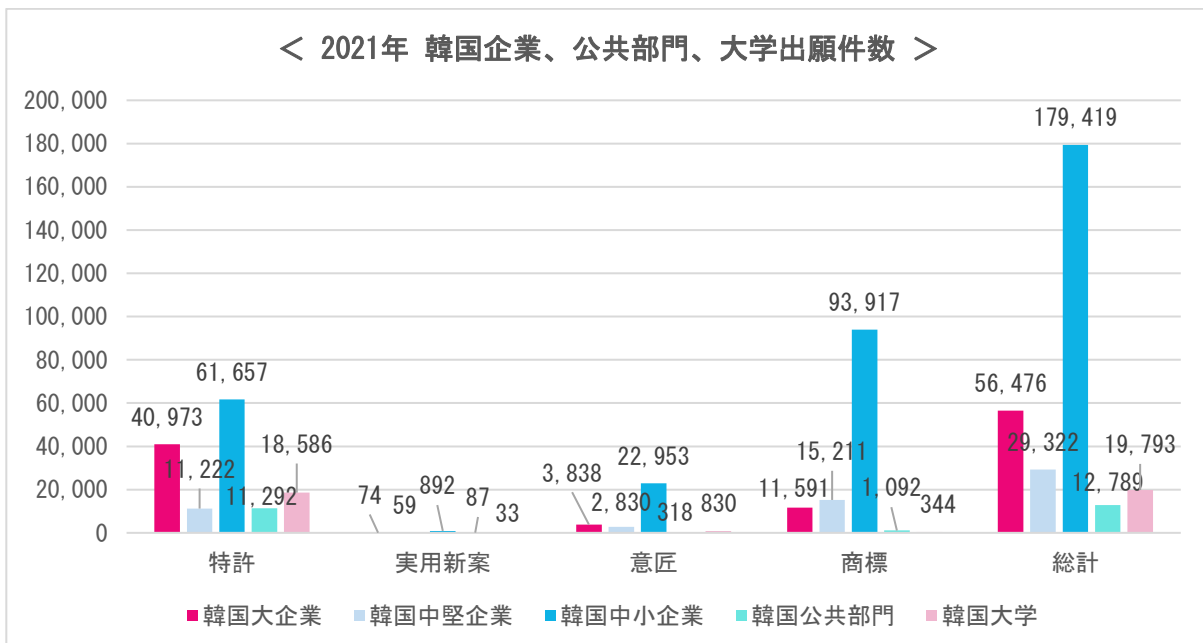
★ Lee's Comment : 韓国出願統計の場合、2017年から2021年までは5年連続して増加傾向にあった全体出願件数が、2022年には特許を除き実用新案、意匠、商標のいずれも前年比で減少となりました。特に商標出願の場合、韓国の中堅・中小企業の2022年出願件数が前年(2021年)に比べ、約12,000件ほどの大幅減となりましたが、これはコロナによる不況の継続という直撃弾を受けた結果と推定されます。

2) 韓国企業、公共部門、大学出願 (2021年および2022年)

■ 2021年の韓国企業、公共部門、大学の出願統計の主要内容は次のとおりです。

[2021年]

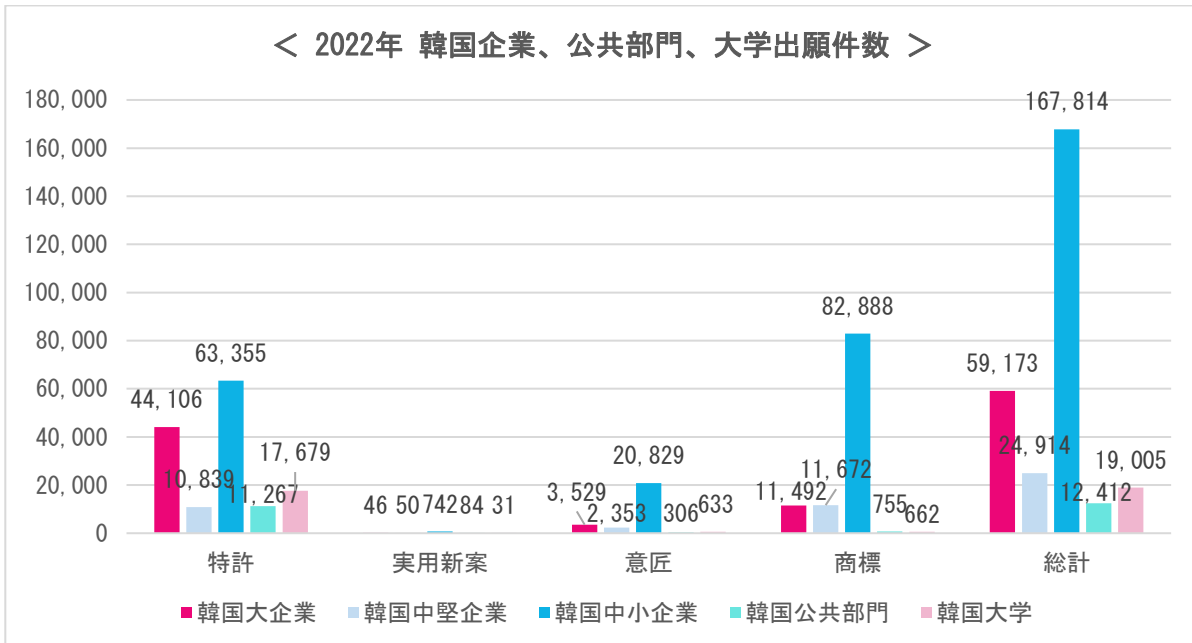
区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国大企業	40,973	74	3,838	11,591	56,476
韓国中堅企業	11,222	59	2,830	15,211	29,322
韓国中小企業	61,657	892	22,953	93,917	179,419
韓国公共部門	11,292	87	318	1,092	12,789
韓国大学	18,586	33	830	344	19,793



■ 2022年の韓国企業、公共部門、大学の出願統計の主要内容は次のとおりです。

[2022年]

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国大企業	44,106	46	3,529	11,492	59,173
韓国中堅企業	10,839	50	2,353	11,672	24,914
韓国中小企業	63,355	742	20,829	82,888	167,814
韓国公共部門	11,267	84	306	755	12,412
韓国大学	17,679	31	633	662	19,005

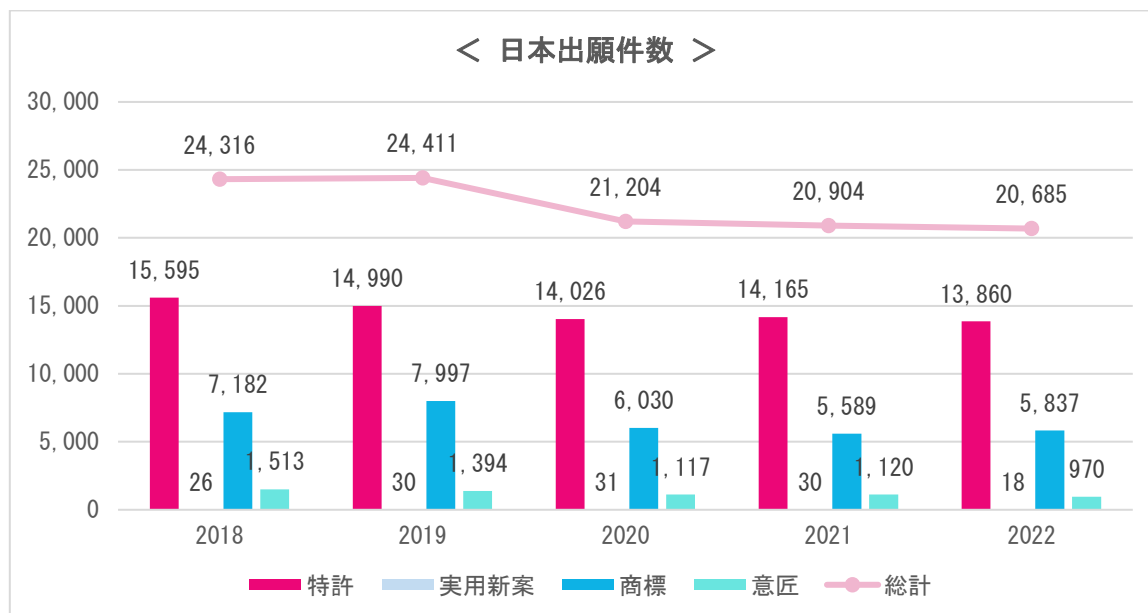


3) 日本国籍企業の韓国出願統計

直近5年間(2018年～2022年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2018	15,595	26	1,159	(1,513)	3,842	(7,182)	20,622	(24,316)
2019	14,990	30	1,087	(1,394)	3,858	(7,997)	19,965	(24,411)
2020	14,026	31	827	(1,117)	3,033	(6,030)	17,917	(21,204)
2021	14,165	30	825	(1,120)	2,880	(5,589)	17,900	(20,904)
2022	13,860	18	745	(970)	3,068	(5,837)	17,691	(20,685)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



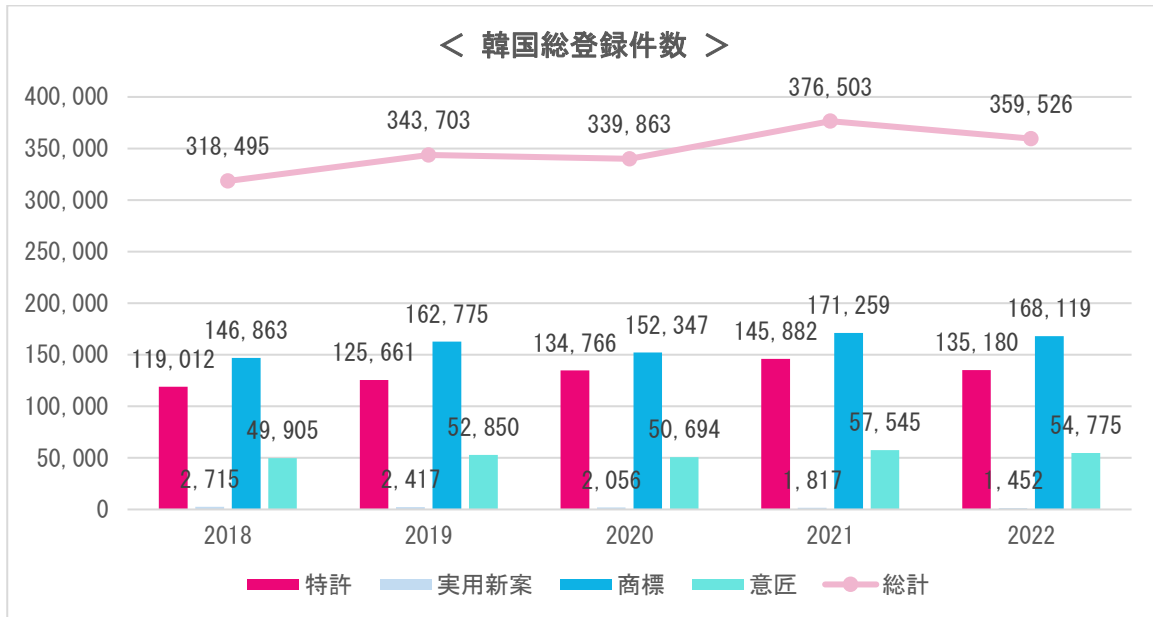
2. 登録統計

1) 韓国総登録統計

直近5年間(2018年～2022年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
				()		()		()
2018	119,012	2,715	49,905	(49,905)	115,025	(146,863)	286,657	(318,495)
2019	125,661	2,417	52,850	(52,850)	125,594	(162,775)	306,522	(343,703)
2020	134,766	2,056	50,694	(50,694)	116,153	(152,347)	303,669	(339,863)
2021	145,882	1,817	57,545	(57,545)	136,629	(171,259)	341,873	(376,503)
2022	135,180	1,452	54,775	(54,775)	135,333	(168,119)	326,740	(359,526)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準

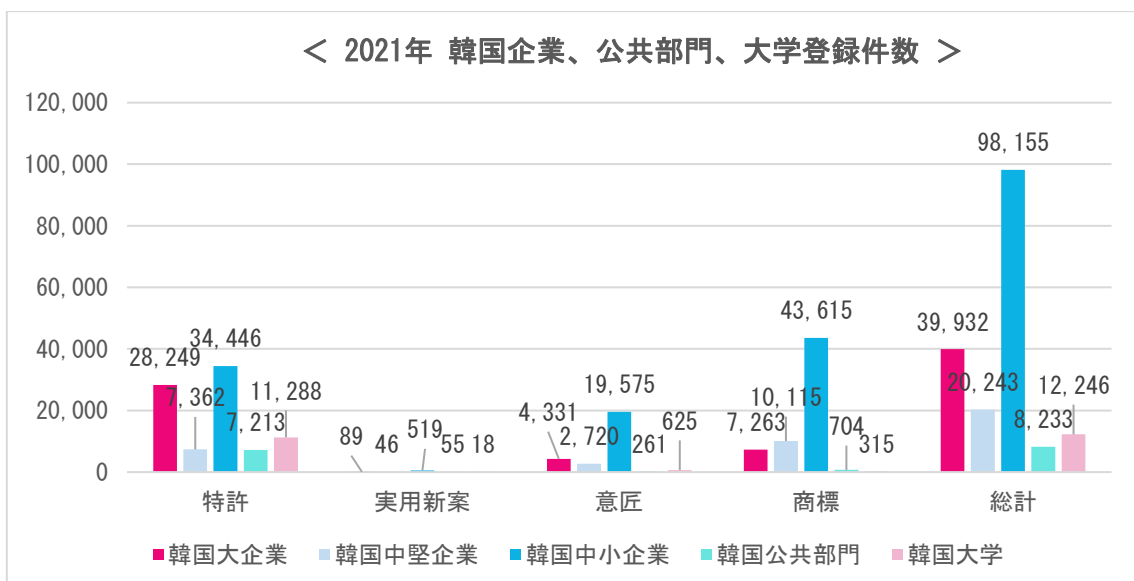


2) 韓国企業、公共部門、大学登録 (2021年および2022年)

■ 2021年の韓国企業、公共部門、大学の登録統計の主要内容は次のとおりです。

[2021年]

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国総登録	88,558	727	27,512	62,012	178,809
韓国企業(中小企業含む)	70,057	654	26,626	60,993	158,330
韓国大企業	28,249	89	4,331	7,263	39,932
韓国中堅企業	7,362	46	2,720	10,115	20,243
韓国中小企業	34,446	519	19,575	43,615	98,155
韓国公共部門	7,213	55	261	704	8,233
韓国大学	11,288	18	625	315	12,246

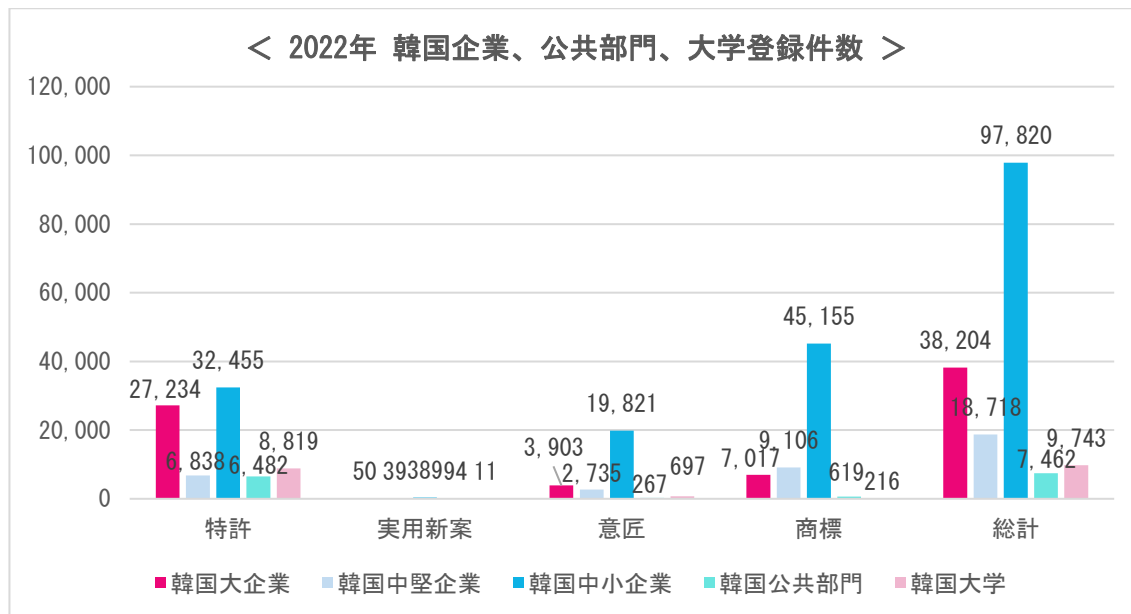


■ 2022年の韓国企業、公共部門、大学の登録統計の主要内容は次のとおりです。

[2022年]

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国総登録	81,828	583	27,423	62,113	171,947
韓国企業(中小企業含む)	66,527	478	26,459	61,278	154,742
韓国大企業	27,234	50	3,903	7,017	38,204
韓国中堅企業	6,838	39	2,735	9,106	18,718
韓国中小企業	32,455	389	19,821	45,155	97,820
韓国公共部門	6,482	94	267	619	7,462
韓国大学	8,819	11	697	216	9,743

※ 件数基準

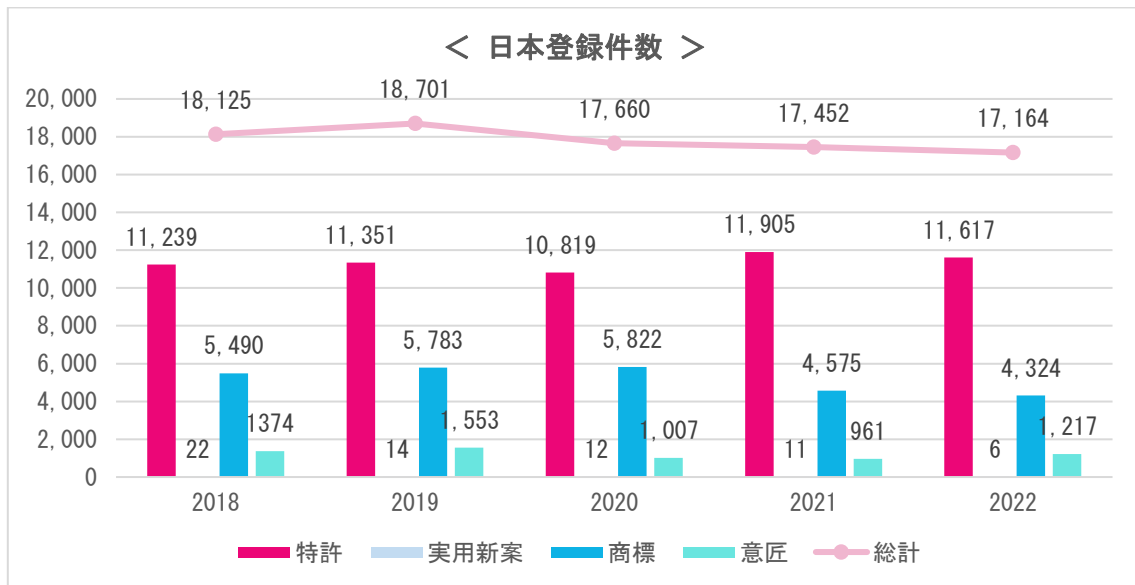


3) 日本国籍企業の韓国登録統計

直近5年間(2018年～2022年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2018	11,239	22	1,374	(1,374)	2,876	(5,490)	15,511	(18,125)
2019	11,351	14	1,553	(1,553)	3,137	(5,783)	16,055	(18,701)
2020	10,819	12	1,007	(1,007)	2,818	(5,822)	14,656	(17,660)
2021	11,905	11	961	(961)	2,269	(4,575)	15,146	(17,452)
2022	11,617	6	1,217	(1,217)	2,181	(4,324)	15,021	(17,164)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準

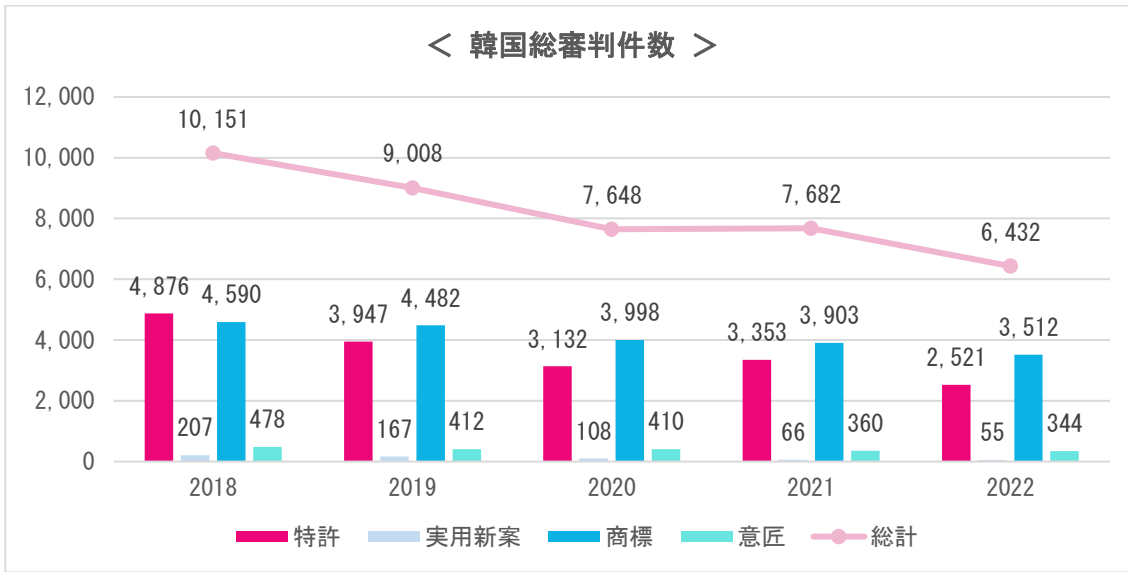


3. 審判統計

1) 韓国総審判統計

直近5年間(2018年～2022年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の審判件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2018	4,876	207	4,590	478	10,151
2019	3,947	167	4,482	412	9,008
2020	3,132	108	3,998	410	7,648
2021	3,353	66	3,903	360	7,682
2022	2,521	55	3,512	344	6,432



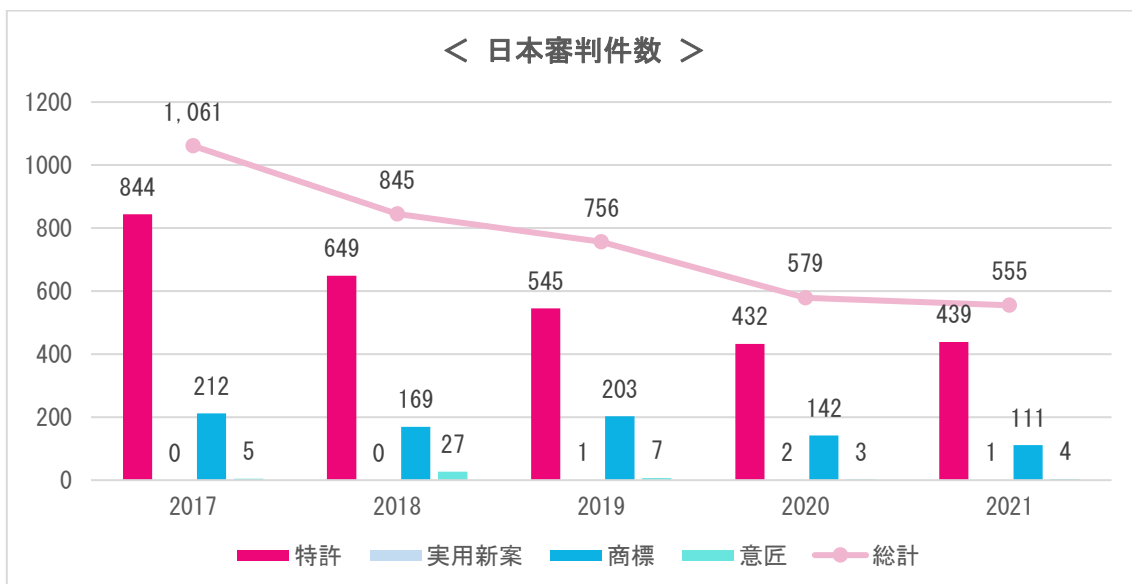
2) 日本国籍企業の韓国審判統計

直近5年間(2017年～2021年)*の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の審判件数及び総集計内容は次のとおりです。*2022年度統計は未発表

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2017	844	0	212	5	1,061
2018	649	0	169	27	845
2019	545	1	203	7	756
2020	432	2	142	3	579
2021	439	1	111	4	555

2022年の資料は公開前のため、2021年基準でアップデート

※ 件数基準

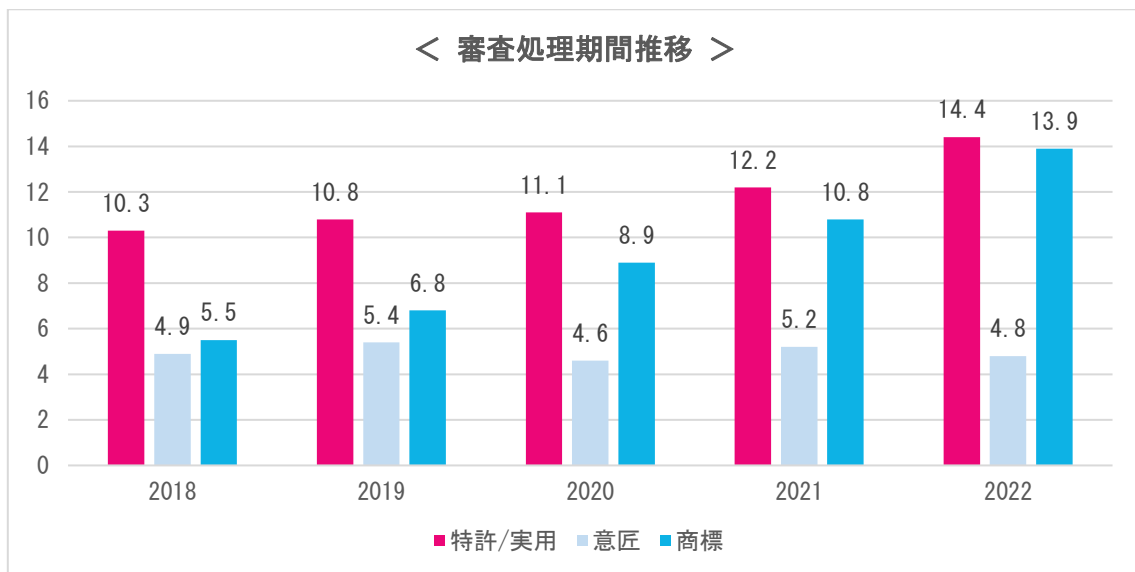


4. 審査処理期間

直近5年間(2018年～2022年)の韓国における特許／実用新案、意匠、商標出願に対する1次審査処理期間は次のとおりです。

区分	2018	2019	2020	2021	2022
特許/実用新案	10.3	10.8	11.1	12.2	14.4
意匠	4.9	5.4	4.6	5.2	4.8
商標	5.5	6.8	8.9	10.8	13.9

*1次審査処理期間対象(件数基準)



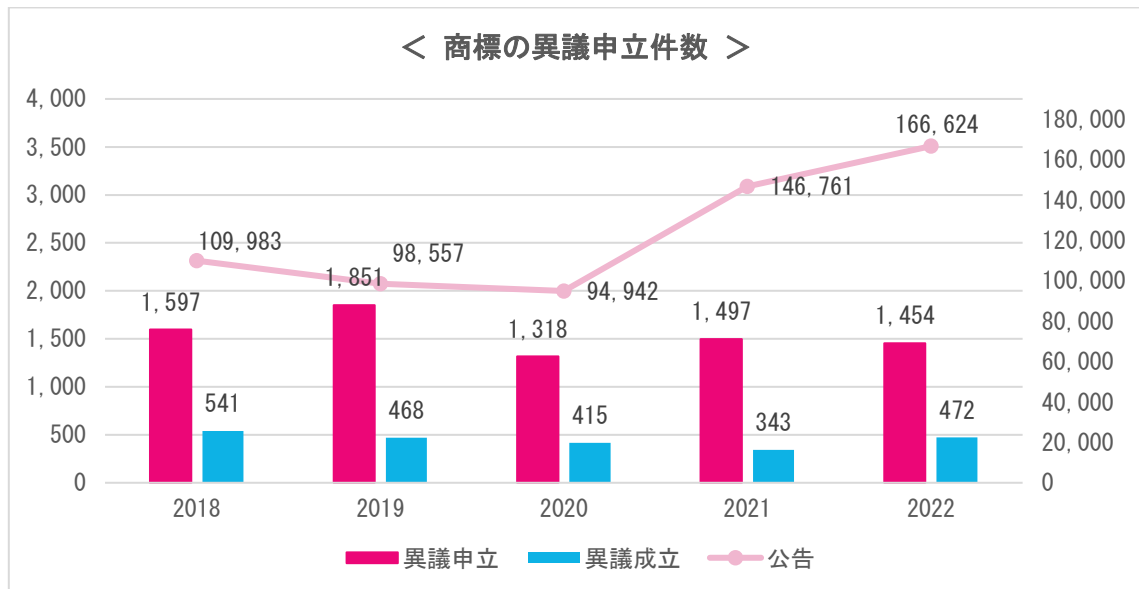
★ Lee's Comment : 韓国商標審査処理期間は継続的に遅延しており、2022年には1次審査結果を受け取るまで約14ヶ月を要しています。このような審査処理の遅延は、2018年から2022年までの4年間、商標出願件数が持続的かつ急激な増加傾向(年10%以上の増加)にあったのに対し、同じ4年間の審査官の増員は20名にすぎず、出願件数の増加に審査官の増員が追いついていないためと判断されます。

5. 商標の異議申立統計

直近5年間(2018年～2022年)の韓国における公告商標、異議申立及び異議申立の認容現況は次のとおりです。

区分	2018	2019	2020	2021	2022
公告	109,983	98,557	94,942	146,761	166,624
異議申立	1,597	1,851	1,318	1,497	1,454
異議成立	541	468	415	343	472

※ 件数基準

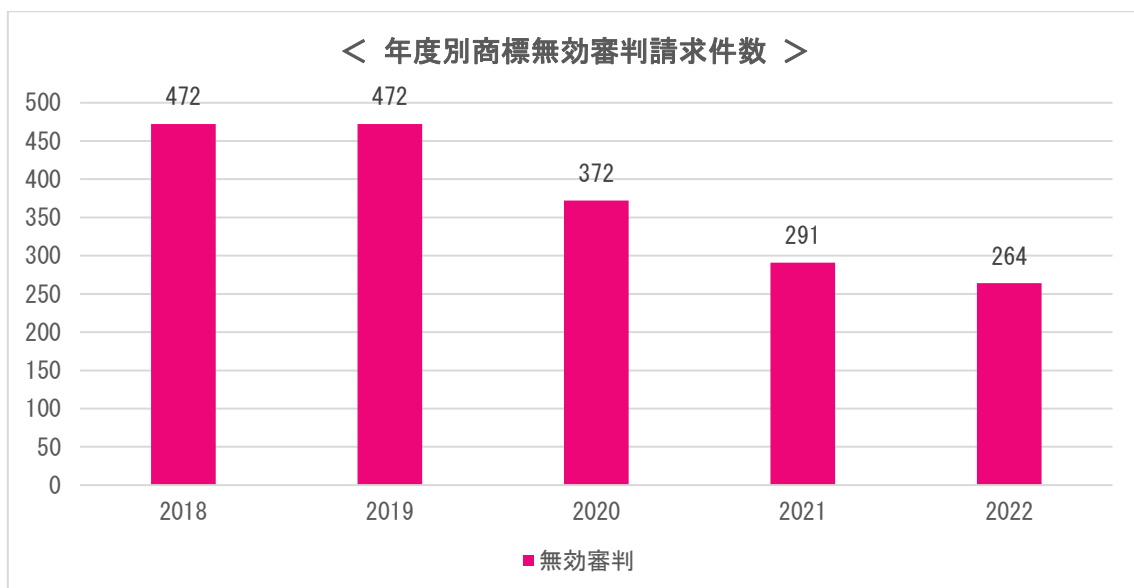


※ 件数基準

6. 年度別商標無効審判請求現況

直近5年間(2018年～2022年)の韓国における商標無効審判の件数は次のとおりです。

区分	2018	2019	2020	2021	2022
無効審判	472	472	372	291	264



II. 直近1年間の注目すべき判例等の紹介・解説

1. 商標法第34条第1項第13号に規定されている‘周知性’の判断資料

商標法第34条第1項第13号における‘周知性’に対する判断において、先使用商標が他社との提携(alliance)や協業(collaboration)を通し、他社の商標や商品標識、ブランド等と結合して使用されていた場合、そうした使用態様に関する資料も先使用商標の周知度判断の資料とすることができるという判決

[事件の概要]

本件登録商標（原告）	先使用商標（被告）
	
[第09類] 携帯電話ケース [第18類] 皮革かばん、皮革製財布等 [第25類] 短靴、運動靴、衣類、上着等	使用商品：衣類、かばん、履物等

被告が「本件登録商標には国内外の需要者に被告の出所表示として知られた先使用商標との関係において、商標法第34条第1項第13号の登録無効事由がある」と主張して登録無効審判を請求すると、特許審判院はこれを受け入れる審決をくださった。これに対し原告は、審決取消訴訟を提起し「先使用商標には識別力がなく、特定人の出所表示として知られているとはいえないだけでなく、本件登録商標の要部にも該当しないので、先使用商標とは標章も類似しない」と主張したが、先使用商標の認知度が認められ、本願登録商標には不正な目的があるとして棄却された事例。

[判断の要旨]

先使用商標が他社との提携(alliance)や協業(collaboration)により、他社の商標や商品表示、ブランド等(以下‘協業商標’とする)との結合商標(以下‘協業結合商標’とする)としても使用されていた場合、先使用商標と協業商標それぞれの認知度、提携や協業の頻度及び協業結合商標の使用期間等に照らし、国内需要者や取引者に先使用商標が協業結合商標としても使用されていることが認識される程度にいたっていれば、先使用商標の最終的な認知度を判断するにあたり、協業結合商標の使用期間、方法、態様及び利用範囲等も、その資料とすることができると言わなければならない。

上記のような観点からみると、先使用商標は‘Supreme’その文字構成のみをみると、‘最高の、最上の’等を意味し、衣類、かばん、履物等の使用商品の品質や効能を表示するものとして認識されるので、識別力がほとんどないと言うことができる。しかし、先使用商標の使用期間、使用回数及び使用の継続性、先使用商標が付された商品の生産・販売量及び市場占有率、広告・宣伝方法とその内容、及び協業会社の名声と信用、協業製品の周知度、国内言論や一般需要者の反応等を総合的に判断するとき、もともと識別力のなかった先使用商標が、本件登録商標の出願日当時、国内需要者に特定人の商品を表示するものとして認識されるにいたっていたことを認めることができる。

先使用商標の周知度、本件登録商標と先使用商標の同一・類似性の程度、本件登録商標の指定商品と先使用商標の使用商品間における同一・類似性等を総合的に考慮するとき、原告が本件登録商標を出願した当時、先使用商標に化体された信用に便乗して不当な利益を得ようとする、又は先使用商標の権利者である被告に国内営業を妨害する等の方法で損害を加えようとする不正な目的をもっていたことが認められる。従って、本件登録商標には商標法第34条第1項第13号に該当する無効事由がある。

[本判決に対するコメント]


本判決は、先使用商標が他社と提携(alliance)や協業(collaboration)を通して、他社の商標と商品標識、ブランド等と結合しても使用されていた場合、先使用商標と協業商標の各周知度だけでなく、先使用商標と協業商標を結合して使用された協業結合商標の使用期間、使用方法、使用態様等も含めて、先使用商標の最終的な周知度を判断する資料とすることができることを初めて判示した事例である。

로알비

2. “ROYAL BEE”は商標法上の記述的標章に該当するか

[基本情報] 大法院2022.6.30. 宣告2022ㄱ10128 判決 (登録無効(商))

[事件の概要]

先使用商標(被告)	本件登録商標(原告)
 ROYALE BEE	로알비 ROYAL BEE
化粧品等	第3類 化粧品等

被告は2020年6月19日、原告を相手取って「本件登録商標は旧商標法第6条第1項第3号、第7条第1項第11号に該当し、先使用商標との関係においては旧商標法第7条第1項第12号に該当するので、その登録は無効である」と主張して、本件登録商標に対する登録無効審判を請求したが、特許審判院は、該当事実なしとして請求を棄却する審決をくださった。これに対し、被告が特許法院に提訴したところ、特許法院は本件登録商標は指定商品である化粧品等と関連して原材料である‘ローヤルゼリー’や‘蜜’を含有する製品を表示したものと直感させるので、原材料等を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標に該当すると見なすことが妥当であると判示したため、原告(上告人)は大法院に上告した。

[判断の要旨]

로알비

化粧品等を指定商品とする登録商標“ROYAL BEE”が、第6条第1項第3号の‘商品の原材料を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標’に該当するか否かが問題となった事案。

‘ROYAL BEE’は‘ROYAL’と‘BEE’を結合させた造語であり、取引社会で一般的に使用される表現ではなく、‘ローヤルゼリー’と‘蜜’は上記登録商標の指定商品である化粧品等の原料成分によく使用されており、‘ローヤルゼリー’や‘蜜’を原材料に使用した化粧品製品には‘로알(ローヤル)’や‘ROYAL’を含む標章が多数存在するが、‘ローヤルゼリー’や‘蜜’を原材料として使用していないのに‘로알(ローヤル)’や‘ROYAL’を含んでいる標章も多数存在する。

上記のような事情とROYAL、로알(ローヤル)の辞典意味や取引上の観念等に照らしてみると、上記登録商標は指定商品の原材料に‘ローヤルゼリー’や‘蜜’が使用されていることを暗示しているということではあるが、直感させるとまでは断定できない。また、上記登録商標は固有の意味を内包する二つの単語を結合させた造語であり、第三者が商品の原材料に‘ローヤルゼリー’や‘蜜’を使用していることを通常の方法で自由に表示することに関して、どのよう

な影響も及ぼさず、上記登録商標が化粧品の流通過程にて誰にとっても必要な表示と言うこともできないので、これをある特定人に独占的に使用させることが公益上妥当ではないと言うことは難しい。これらを総合的に判断するとき、上記登録商標が指定商品の原材料に‘ローヤルゼリー’や‘蜜’を使用していることを直感させ、原材料等を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標であるとは言えないので、これとは異なって判断した本原審には法理誤解の誤りがあると判断した。

[本判決に対するコメント]

本件は、特許法院が本件登録商標には識別力がないと判示したのに対し、本件登録商標は造語標章として取引社会で一般的に使用されている表現ではない点、‘ローヤルゼリー’や‘蜜’を原材料として使用していなくても‘로얄(ローヤル)’や‘ROYAL’を含む標章が多数存在する点、ROYAL、로얄(ローヤル)の辞典的意味や取引上の観念等に照らし、指定商品の原材料に‘ローヤルゼリー’や‘蜜’が使用されていることを暗示するとは言えても、直感させるとは断定できない点、本件登録商標が化粧品の流通過程にて誰もが必要とする表示とは言えないので、これをある特定人に独占的に使用させることが公益上問題になるともいえない点等、現実的な商標の使用実態に焦点をおいて識別力を判断した事例といえる。

3. 他人の商標を付した製品を無償で提供した場合、商標法違反罪に該当するか

[基本情報] 大法院2022.3.17. 宣告 2021도2180 判決

[事件の概要]

被告(甲)は商標権者の許可なしに商標を任意に表示したタオル1,000枚を注文・製作し、そのうち200枚相当を取引先に販売し、100枚相当を他の取引先に謝恩品乃至販促用に提供した。一方、被告人(乙)は本件タオルが商標権者の許可なく任意に製作されたものであることを知りながらも、そのうち290枚相当を取引先に提供した。これにより被告人(甲乙)が商標法違反で起訴された事例。他人の商標を付した製品を無償で提供した行為が商標法違反罪に該当するか否かが争点となった。

[原審の判断]

被告人(甲)が取引先に販売したタオル200枚は独立した商取引の目的物となる商品に該当すると判断されるので、この部分は商標法違反罪に該当し有罪と認める。

しかし、被告人(甲)が他の取引先に提供したタオル100枚及び被告人(乙)が乙の取引先に提供し

たタオル290枚は販促物に過ぎず、商標法上の商品に該当しないので、この部分は無罪と判断。

[大法院の判断]

1. 商標法上‘商標の使用’とは、商品又は商品の包装に商標を表示する行為、商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡又は引渡したり、その目的で展示・輸出・輸入する行為等を意味し、ここでいう‘商品’とは、それ自体が交換価値を有し、独立した商取引の目的物となる物品を意味する。(大法院1999.6.25.宣告98フ58判決、大法院2013.12.26.宣告2012フ1415判決等参照)
2. 本件タオルの外観、品質及び取引現況等を上記法理に照らしてみると、本件タオルはそれ自体が交換価値を有し、独立した目的物となる物品として‘商品’に該当し、本件タオルのうち一部が謝恩品又は販促物として無償で提供されたとしても、無償で提供された部分のみを分離して、本件タオルの商品性を否定できるわけではない。従って、本件タオルに本件商標を表示したり、本件商標が表示されたタオルを譲渡する行為は商標法上、商標の使用に該当する。
3. 被告人(甲)が取引先にタオルを販売した行為だけでなく、被告人(甲)が他の取引先に販促物としてタオルを提供した行為、及び被告人(乙)が取引先に提供したタオル290枚も商標権違反に該当するとして、原審を破棄差し戻し。

[本判決に対するコメント]

商標の使用に該当するためには、物品が独立的かつ有償で提供されなければならないのが原則だが、大法院は、本件タオルの外観、品質及び取引現況等に照らしてみると、本件タオルはそれ自体が交換価値を有し、独立した商取引の目的物となる物品として‘商品’に該当し、その一部が謝恩品又は販促物として無償で提供されたとしても、無償で提供された部分のみを分離してその商品性が否定されるわけではないので、本件タオルに商標権者の許可なしに任意に本件商標を表示したり、本件商標が表示されたタオルを譲渡する行為は、商標法上の‘商標の使用’に該当すると判断した。

商標権者がいる商標を無断で使用・提供する場合、その提供が有償・無償であるにかかわらず、違法な‘商標の使用’に該当し商標法違反罪になる点に注意を要する。

4. 種苗法、種子関連最近事例(ルビーロマン)と参考事項

[事件の概要]

ルビーロマンは日本の石川県農業総合研究センター砂丘地農業試験場で1995年から11年にわたる研究の末に開発されたぶどう品種であり、競売で一房約150万円(約1400万ウォン)の値がつきもした最高級品種である。日本では2007年に新品種として登録を受けたが、韓国にて品種登録を受ける前に苗木が流出し、これといった法的制裁もなく栽培されていることがわかった。日本関係者は韓国での権利確保に乗り出したが、新品種を開発し苗木を農家に譲渡してから6年以内に出願しなければならない基準(植物新品種のための国際協約)を満たせずに新品種として登録を受けることができていない。ルビーロマンが日本農林水産省に品種登録申請されたのは2005年3月、韓国で登録を受けようとしたのは昨年(2022年)なので、既に6年以上が経過している。

[示唆点]

長期の研究期間と莫大な費用が投資される品種(種子)開発は、農業分野の代表的知識財産であり、米(稲)のような穀物をはじめ、果物や園芸など幅広い分野にわたっている。このような種子に対する権利確保手続きには慎重をきし、相当の努力の結果開発した新品種に対する独占的権利を享有し、ライセンスを通して正当な方法で新品種が広く伝播されるようにする必要がある。

[品種名称出願関連参考事項]

(1) **概要** : 韓国の国立種子院では、‘植物新品種保護法’及び‘種子産業法’により品種名称審査に必要な事項を‘品種名称出願・審査要領’として規定しており、これにより品種名称審査の公正性と客観性を確保し、業務処理の一貫性を維持している。品種名称の表記方法及び品種登録の要件を以下に紹介する。

(2) **品種名称の表記方法** : 品種名称はハングルで表記し該当英文を括弧内に併記しなければならない。ハングルの英文表記の場合、‘韓国語ローマ字表記法(文化体育観光部告示)’により音訳して表記し、外国語のハングル表記の場合、‘外来語表記法(文化体育観光部告示)’により外国語をハングルで音訳して表記することを原則とする。ただし、一般的に通用している外来語を品種名称の一部又は全部に使用する場合には、ハングルの音訳した英文ではない外来語の英単語をそのまま英文名称として表記することができる。

例示

- ▶ 品種名称の表記 : 통일*(Tongil) 、옐로 킹*(Yellow King)
- 使用可能 : 하늘*(HANEUL)、꿈*(KKUM)、핑크스토리*(PINK STORY)
- 使用不可 : 하늘(SKY)、꿈(DREAM)、분홍이야기*(PINK STORY)

* 注) 통일はトンギルで統一の意、옐로 킹はイエローキング、하늘はハヌルで空の意、꿈はクムで夢の意、핑크스토리는ピンクストーリー、분홍이야기는분홍이야기で桃色物語の意

- ▶ 通用している外来語を含む品種名の英文表記(ローマ字表記法、英単語表記全て可能)
- 使用可能：그린드림*(Geurindeurim、GreenDream) *그린드림はグリーンドリーム

例外

- ▶ “No.”、“Ver.”は社会的慣用例を認め、外国出願品種名のハングル品種名表記の混乱を防止するため、韓・英の音訳表記の例外とし、下記使用例に従う。
- Sky No.1は 스카이 1호(スカイ1号)、스카이 넘버 1(スカイナンバー1)として使用可能
- Dream No. 365는 드림365호(ドリーム365号)、드림넘버365(ドリームナンバー365)として使用可能
- 10호(10号)は、音訳して 10ho 又は No. 10として使用可能
- Sky Ver. 1는 스카이 버전 1(スカイバージョン 1)、Dream Ver. 365는 드림 버전 365(ドリームバージョン 365)として使用可能

(3) 品種名称の登録要件

次のいずれか一つに該当する品種名称は登録を受けることができない。

- A. 数字のみで表示又は記号を含めた品種名称 (例) 747、007、♥♥、♥1004など
- B. 該当品種又は該当品種収穫物の品質、効果、成分、収穫量、生産時期、生産方法、使用方法又は使用時期のみを表示した品種名称
(例) 品質：逸品、一流、優秀、最高、在来、清浄、自然など
(例) 効果又は成分：高アミノ、高カロチン、抗癌、抗菌など
- C. 該当品種が属する植物の属又は種の異なる品種の品種名称と同一又は類似して誤認・混同のおそれがある品種名称
- D. 該当品種が事実とは異なり他の品種から派生、又は他の品種と関連があるかのように誤認・混同するおそれがある品種名称
- E. 植物の名称、属又は種の名称を使用したか、これと同一の名称で誤認・混同のおそれがある品種名称
- F. 国家・人種・民族・性別・障害者・公共団体・宗教又は故人との関係を虚偽表示したり、誹謗や侮辱するおそれのある品種名称
- G. 著名な他人の姓名、名称又はその略称を含む品種名称。但し、他人の承諾を受けた場合は除く
- H. 該当品種の原産地を誤認・混同させるおそれのある品種名称又は地理的表示を含む品種名称
- I. 品種名称の登録出願日より先に商標法による登録出願中にあるか、登録された商標と同一又は類似して誤認・混同するおそれがある品種名称
- J. 品種名称自体又はその意味などが一般人の通常の道徳観念や公序良俗を害するおそれのある品種名称

Ⅲ. 直近2年間の知財法制、審査実務等のトピックス

2022年度には特許法、デザイン保護法及び審査実務等と関連して特に大きな改正はみられませんが、これまで国会審議を通過して施行予定中だった各種改正事項が施行となり適用されています。商標法の場合‘部分拒絶制度及び再審査請求(2022年2月3日改正、2023年2月4日施行)’が、また、不正競争防止法の場合‘パブリシティ権の保護(2021年12月7日改正、2022年6月8日施行)’が新たに導入されました。具体的な内容を改めて整理すれば以下のとおりです。

1. 2022年4月20日施行 特許法・商標法・デザイン保護法共通改正事項

- (1) **拒絶決定不服審判請求期間が3ヶ月に延長**：これまで拒絶決定書受領日から30日だった拒絶決定不服審判請求期間(再審査請求期間)を、拒絶決定書受領日から3ヶ月に延長。
- (2) **出願人の権利回復要件の緩和**：無効処分取消及び権利回復の要件を、現行の‘責任を負えない事由’から‘正当な事由’に変更・緩和。出願手続きにて対応期日の徒過等により権利消滅した権利の回復が容易になった。
- (3) **分割出願の優先権主張自動認定**：先出願に優先権主張がある場合、先出願に対する分割出願時にも優先権主張を自動的に認めることで、優先権主張をし忘れることにより出願が拒絶される問題の発生を防止。

2. 特許法改正事項

- (1) **2022年4月20日施行 拒絶決定不服審判が棄却された場合、特許可能な請求項の分離出願が可能**：棄却審決が下されても、特許可能な一部請求項が存在する場合、審判終結後法院への訴提起前に該当請求項を分離して出願することができる。
- (2) **2022年4月20日施行 再審査請求対象の拡大**：特許決定書の受領日から設定登録料を納付するまで再審査請求をすることができるように再審査請求の対象を拡大。出願人は特許決定後に見つかった請求項を含む明細書の誤記や誤謬を修正し、請求範囲を修正する機会を持てる。
- (3) **2022年4月20日施行 国内優先権主張出願の対象拡大**：国内優先権主張出願の対象を特許決定された特許出願にまで拡大。特許決定後でも登録料納付前であれば、該当特許出願の出願日から1年以内にこれにもとづき国内優先権主張出願することができる。
- (4) **2022年4月20日施行 特許審判に専門審理委員会制度を導入**：特許審判院の審判長は必要と判断した場合、関連技術分野の一名又はそれ以上の専門審理委員を指定して特許審判に参

加させ、民間技術専門家の中立的な意見も活用できるようになった。また、当事者は必要な場合、審判長に専門審理委員の参加を提案することもできるが、参加させるかどうかは審判長の裁量による。

(5) 2022年8月24日施行 半導体特許優先審査：韓国特許庁は2022年8月24日、国家安保資産にして韓国経済の根幹である半導体産業の汎国家的支援に歩調を合わせ、半導体産業の核心特許の確保に総力を傾けることを明らかにするとともに、特許法施行令を改正し、半導体等の先端技術関連分野の特許出願を優先審査の対象に指定して、審査時間の短縮をはかることにした。

優先審査とは、一定の要件を満たす特許出願について出願人の申請により他の出願に優先して審査する制度である。2022年11月1日施行の特許法施行令一部改正令で、優先審査対象に「半導体等、国民経済及び国際競争力強化に重要な先端技術として特許庁長が公告した対象に該当する特許出願」が追加され、半導体分野の全ての出願が優先審査の対象となった。これにより特許庁は、優先審査が申請された半導体分野出願の審査期間を、現在平均の12.7ヶ月から2.5ヶ月に短縮する方針である。

一般半導体分野の出願であっても、出願人が別途の先行技術調査を依頼するか、PPH(Patent Prosecution Highway=特許審査ハイウェイ)を利用すれば、これまでも優先審査申請を行うことができた。しかし、今回の施行令施行により、先行技術調査やPPHを通じなくても優先審査を受けることができるだけでなく、先行技術調査による優先審査(通常9ヶ月所要)やPPHによる優先審査(通常5ヶ月所要)よりも早期に審査結果を受け取ることができる。

[参考] 半導体分野韓国特許出願件数

2019年 39,059件 → 2020年 39,913件 → 2021年 41,636件 (年平均 3.2%増)

3. 商標法・デザイン保護法の改正事項

3-1 2022年4月20日施行 商標法・デザイン保護法改正事項

(1) 商標、デザイン登録決定以後の職権再審査可能：登録決定された商標・デザイン出願が設定登録される前に審査官が明白な拒絶理由を発見した場合、登録決定を取下げた職権により再審査できるようになり、無効事由のような瑕疵ある権利の発生を事前に遮断して紛争の素地を防止できるようになった。

(2) デザイン再審査請求時 補正機会拡大：これまでデザイン登録拒絶決定に対する再審査を請求するときには「再審査請求時」に補正書を提出しなければならなかったが、「再審査請求期間内(拒絶決定書を受け取った日から3ヶ月以内)」に提出すればよいことになり、出願人の補正書提出期限に対する負担が緩和された。

3-2 2022年8月4日施行 商標法改正事項

(1) デジタル商品のオンライン流通行為を商標の使用行為に包摂： “商標の使用” 行為に ‘商標が表示されたものを電気通信回線を通して提供する行為、又はこれを目的として展示・輸入・輸出する行為’ を含め、オンライン上のデジタル商品の流通行為も法律上商標の使用行為とし、時代の変化に対応して現実的に商標権の保護を強化した。

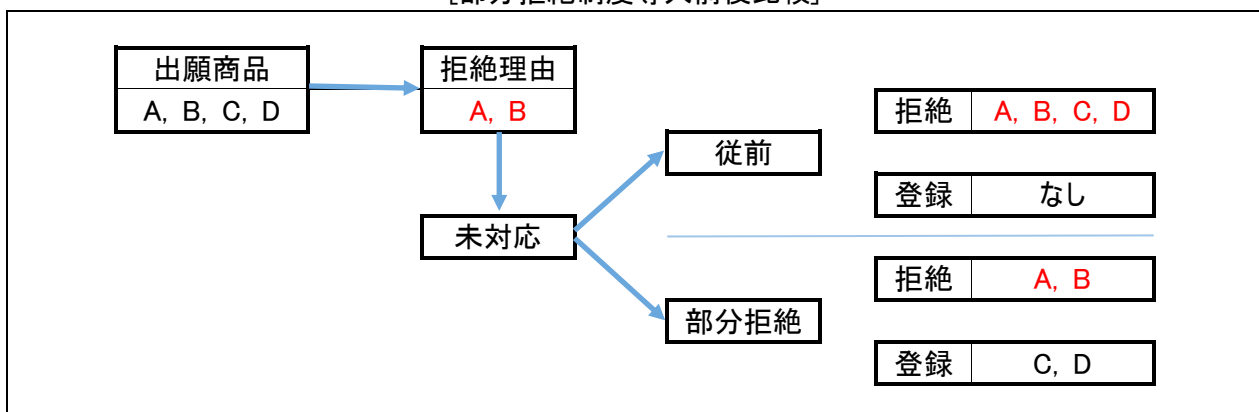
3-3 2023年2月4日施行 商標法改正事項

(1) 部分拒絶制度

商標出願人の権利獲得のための便宜を提供するために新設された部分拒絶制度が、2023年2月4日に施行され、同日以降の出願(商標登録出願、指定商品追加登録出願、商品分類書換登録申請、国際商標登録出願)に適用されている。

これまでは、指定商品の一部のみに拒絶理由が通知されても、出願人が拒絶理由のある商品を削除または補正して拒絶理由を完全に解消しなければ、拒絶理由がない商品を含む全体が拒絶決定される“全体拒絶制度”が運営されていたが、商標法第54条に、一部指定商品にのみ拒絶理由がある場合、出願人が該当商品を削除又は補正せずとも、拒絶理由がある指定商品のみを拒絶決定する“部分拒絶制度”が導入され、拒絶理由がないか解消された一部指定商品に対しては出願公告が保留され、拒絶理由があるか解消されなかった指定商品に対してのみ‘拒絶決定書’が通知される。また、拒絶決定不服審判を請求する場合、これまでは最初の商標出願のすべての指定商品に対し審判請求しなければならなかったが、拒絶決定された指定商品のみを対象に拒絶決定不服審判を請求できる。

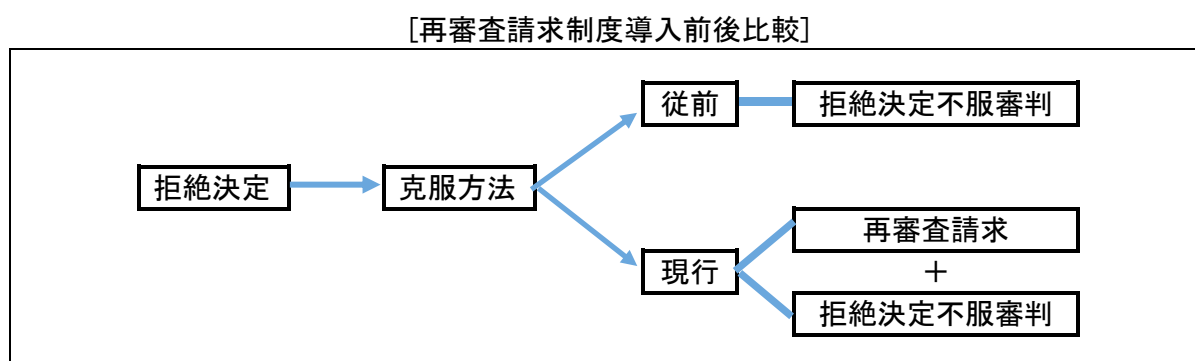
[部分拒絶制度導入前後比較]



このように、部分拒絶制度の導入により拒絶理由に対応する出願人の選択は拡大されたが、一方で、拒絶理由がないか解消された一部指定商品に対する迅速な権利確保のためには、分割出願を行う必要があることを知っておく必要がある。

2) 再審査請求制度

商標登録出願に対する拒絶決定が、商品補正等により簡単に解消できる場合には、審査官に再審査を請求できるようにするもので、出願人が拒絶決定を克服できる機会が拡大された。2023年2月4日以後の商標登録出願、指定商品追加登録出願に対し適用されている。これまでの商標法では、審査官の商標登録拒絶決定を克服するためには必ず拒絶決定不服審判を請求しなければならず、拒絶決定理由を簡単に解消できる場合でも審判を通して克服するしかなかった。



4. 2022年6月8日施行 不正競争防止法改正事項

[パブリシティ権の保護]

有名人の肖像・姓名等に対する不正使用行為を規定し、禁止請求、損害賠償等の救済手段を設ける

有名人の肖像・姓名等を無断で使用する行為を不正競争行為として新設する改正「不正競争防止及び営業秘密に関する法律」(以下「不正競争防止法」)が2021年12月7日に公布され、2022年6月8日に施行された。

韓流の影響力が拡大し、有名人の肖像・姓名等の顧客吸引力が増加するにつれて、これを無断で使用する不法行為が発生しているが、現行法律上明示的な規定がなくその保護は困難だった。憲法、民法に基づいて有名人の肖像・姓名等の無断使用行為を一部制裁することができるが、これは肖像・姓名等を人格権として保護するものであるため、その保護は精神的被害にとどまっていた。その結果、有名な運動選手、映画俳優の肖像・姓名等が広告等に無断で使用されても、被害者が手にできる賠償額は、実際発生した被害よりもはるかに少ない金額でしかない等、財産的被害に対しては適切な保護が行われていなかった。

そのため、不正競争防止法第2条第1号にタ目として、有名人の肖像・姓名等の人的識別標識(い

わゆる‘パブリシティ権’)を無断で使用する行為を‘不正競争行為’の類型として明確に規定し、公正な商取引慣行と競争秩序を定立することで、有名人等の財産的損失や消費者に発生した被害を徹底的に保護できるようにした。

不正競争防止法第2条第1号々目(新設)

国内に広く認識され、経済的価値を有する他人の姓名、肖像、音声、署名等、その他人を識別できる標識を、公正な商取引慣行や経済秩序に反する方法で自身の営業のために無断で使用することで、他人の経済的利益を侵害する行為。

保護の対象は‘姓名、肖像、音声、署名等、他人を識別しえる標識’と規定し、人的識別標識であれば制限なしに適用できるようにし、このような識別標識に対する無断使用行為に対し、禁止請求・損害賠償請求等の民事的救済措置(同法第4条、第5条)、及び行政調査・是正勧告(同法第7条、第8条)の措置ができるように改正した。

これにより、有名人の肖像・名前等を無断使用して経済的被害を被らせた場合、それに対して禁止請求・損害賠償請求等の民事的救済措置及び特許庁の行政調査・是正勧告等の行政的救済措置が可能となる。今回の法改正により有名人等の投資・努力に対して正当な対価を支払う取引環境が整うことが期待される。

IV. 直近1年間の韓国知財関連 이슈

1. 메타버스 시장의 성장에ともなう 関連特許出願激増

2022年4月4日、特許庁は最近のメタ버스(拡張仮想世界)市場の成長にともない、非代替性トークン(NFT)及び関連コンテンツ等の特許出願が急激に増加中と発表した。

- ▶ 메타버스 関連特許は、最近10年間(2012年~2021年)年平均24%増加しており、特に2021年の出願件数は1,828件にいたり、前年対比約2倍の増加となった。
- ▶ 디지털資産の管理、認証、保安等のための NFT 関連特許は、2017年から本格的に出願が始まり、最近5年間(2017年~2021年)で年平均143%増加し、2021年には前年度比 5.3倍以上の大幅増となった。
- ▶ 学習、ショッピング、健康、ゲーム等、메타버스 콘텐츠 関連出願は最近5年間(2017年~2021年)年平均37%の増加率をみせ、2021年には前年度比2.8倍以上急増した。

2. 仮想商品 関連指針 施行

特許庁は 메타버스(拡張仮想世界)等の仮想空間内での仮想商品取引が活性化され、関連商標出願が増加していることにともない、「仮想商品の認定範囲及び類似判断に関する指針 = 仮想商品審査指針」を設け、2022年7月14日に施行した。

“仮想商品”という名称自体は商品範囲が曖昧なので認められないが、“仮想+現実商品”の形態(例：仮想衣類)からなる商品名称が認められ、この“仮想+現実商品”は第9類に分類される。また、仮想商品と現実商品間には非類似なものと推定する等、下記3点が主要内容となる。

○ 仮想商品出願時の商品名称の選択範囲を拡大

これまでは‘ダウンロード可能なイメージファイル(仮想衣類等)’、‘仮想衣類が記録されたコンピュータープログラム(仮想商品)’等の形態のみが商品名称として認められていたが、これからは 메타버스内での仮想商品出願時に‘仮想衣類’、‘仮想履物’等の‘仮想+現実商品’の形態からなる名称も認め、商品名称選択の範囲が拡大された。

○ 仮想商品と現実商品間の類似判断の原則を開示

特許庁は「仮想商品と現実商品は主な外観等が同一又は類似するが、使用目的と販売経路等の取引実情がはっきり分けられ、原則的に消費者の混合可能性は低いものとみなす」として、関連審決例又は判決例の形成及び国際分類基準が定立されるまでは、仮想商品と現実商品は非類

似な商品として審査するとした。ただし、周知・著名な商標に対しては、これと類似する仮想商標が出願された場合、有名商標との混同可能性有りとして、詳細に審査される。

仮想商品 vs. 現実商品		類否判断	
仮想履物	履物	➡ 非類似	仮想商品は現実商品の名称と主要な外観等その一部を含んでいるが、使用実態は一致しないので非類似と推定
仮想自動車	自動車		

○ 仮想商品間の類否判断

仮想商品はその使用実態上、現実商品と一部類似する属性を有し、需要者の商品出所認識も現実商品によってなされるので、これを反映して、現実にて非類似な関係にある仮想商品は互いに非類似なものと推定する。その他の類否判断は商品の特性によって個別的に判断する。

仮想商品 vs. 仮想商品		類否判断	
仮想履物	仮想自動車	➡ 非類似	履物と自動車は現実にて非類似な関係
仮想ズボン	仮想衣類	➡ 類似	ズボンと衣類は現実にて類似する関係